ボートレース鳴門ボート・モーター整備等業務 公募型プロポーザル実施要領

記

【日程】

公 告 令和6年11月15日(金)

参加表明書等提出期間 令和6年11月15日(金)~11月28日(木)午後3時必着

質 問 受 付 期 間 令和6年11月15日(火)~11月26日(火)午後3時必着

質問最終回答日令和6年11月27日(水)

施 設 見 学 可 能 期 間 令和6年11月18日 (月) ~ 11月22日 (金) 午後3時から午後5時

提案資格確認結果の通知 令和6年12月 5日 (木)

業務提案書提出期限 令和6年12月16日(月)午後3時必着

提案書等の審査 令和6年12月下旬頃(予定)

審 査 結 果 通 知 令和7年 1月中旬頃(予定)

契約内容の協議令和7年 1月中旬頃(予定)

契約締結令和7年1月下旬頃(予定)

1 業務概要

(1)業務の名称

ボートレース鳴門ボート・モーター整備等業務(以下、「本業務」という。)

(2)業務の目的

本業務は、ボート整備業務、モーター整備業務、部品管理業務、掃海業務及び清掃業務を一括して委託することにより、モーターボート競走の安全かつ円滑な運営を期することを目的とする。

(3)業務内容

別紙「ボートレース鳴門ボート・モーター整備等業務仕様書」(以下「仕様書」 という。) のとおり。

(4) 見積限度額

ア 総 額 <u>204,000,000円</u> (消費税及び地方消費税を除く) イ 内 容

- ① 総額は、下記履行期間に係る総額とする。
- ② 総額は、契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。
- (5) 契約期間及び履行期間

ア 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

イ 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 選定方法

選定方法は、本業務に関する提案を求め、会社内容・業務実績、業務遂行計画、提案内容、 提案見積金額等について提出された書類を総合的に比較検討・評価を行った上で、最適な事業 者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、公告日を基準日として、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 全国のボートレース場において、現在施行者からボート・モーター整備業務の運営を請け 負っている又は過去5年間に施行者からボート・モーター整備業務の運営を請け負った実 績を有すること。
- (2) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱(平成24年8月1日施行)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年 法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中で ある者でないこと。
- (7) 国税、都道府県民税及び市町村民税等を滞納していないこと。
- (8) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加者名簿に登載されている者。
 - イ 上記アに該当しない者は、参加申請期間内に別紙①に示す、物品等の契約に係る 競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認め た者。

4 参加手続き等

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加表明者」という。)は、次に示す提出書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出書類 ①プロポーザル参加表明書(様式1)
 - ②誓約書 (様式2)
 - ③事業者概要(様式3)
 - ④使用印鑑届(様式4)
 - ⑤全国のボートレース場におけるボート・モーター整備業務の運用実績を証する書類(契約書の写し等)
- (2) 提出期限 令和6年11月28日(木)午後3時まで(必着)
- (3) 提出場所 〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜48-1

鳴門市企業局ボートレース事業課

電話:088-685-8111 FAX:088-685-0342

E-mail: br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。
 - ・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。
 - ・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボート・モーター整備等業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、提出期限までの必着とすること。
 - ・提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

- (5) 提出部数 2部 (正:1部 (代表者印押印のもの)、副:1部 (写し) }
- (6) 参加辞退 参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は「プロポーザル参加辞 退届(様式5)」を前記(3)に定める提出場所に提出しなければならない。

5 質問、回答

質問に対する回答は、本公告及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

(1) 質問書の提出

ア 様 式 質問書(様式6)による。

イ 受付期間 令和6年11月15日(金)~11月26日(火)午後3時まで(必着)

ウ 提出場所 4(3)のとおり

エ 提出方法 電子メールでの提出とする。なお、送信後は電話連絡をすること。

(2) 質問書の回答 回答はとりまとめのうえ、令和6年11月27日(水)に本市公式ウェブサイトに掲載する。

6 参加資格の審査及び確認結果通知

(1)参加資格の確認

参加表明者から提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものと する。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合は、参加表明 者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和6年12月5日(木)までに郵送で通知する。 なお、本確認結果の通知が令和6年12月9日(月)午後2時までに届かない場合は、 必ず鳴門市企業局ボートレース事業課に問い合わせること。

7 施設見学

本件公募型プロポーザル方式への参加表明者は、本業務を実施するボートレース鳴門整備棟 (競走水面含む)をボートレース鳴門開催に係る業務に支障が無い範囲で見学することができる。ただし、見学ができる時間は、施設見学可能期間内の午後3時から午後5時までに限る。 見学を希望する者は、「13 問い合わせ先」に記載する担当者に、あらかじめ電話連絡して見学する日時について承諾を得ること。

8 業務提案書の作成及び提出

本件公募型プロポーザル方式への参加希望者(以下「提案者」という。)は、本公告・仕様書に 基づき作成した業務提案書等(「(1)ア」の①から⑧まで)を作成し提出するものとする。

(1) 作成方法等

ア 提出書類

- ① 業務提案書 {様式及び内容は下記(3)のとおり}
- ② 法人等の定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書(参加表明書提出日以前3か月以内に取得したもの)又はこれに準じる書類
- ③ 法人等の決算関係書類(直近1年分の事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書)又はこれに準じる書類
- ④ 法人等の予算関係書類(直近1年分の事業計画、資金収支計算書)又はこれに準じる

書類

- ⑤ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規則、給与規定、 その他法人等の諸規定等)
- ⑥ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人の概念がわかるもの
- ⑦ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額がないことの証明書)
- ⑧ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- イ 提出期限 令和6年12月16日(月)午後3時必着
- ウ 提出場所 4(3)のとおり
- エ 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。
 - ・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休の ため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。
 - ・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボート・モーター整備等業務に関する業務提案書在中」と朱書きし、期限までの必着とすること。
- オ 提出部数 8部 (正:1部 (代表者印押印のもの)、副:7部 (写し) }

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出期限後において、提出書類の内容変更及び追加は認めない。
- イ 提出書類は、返却しない。
- ウ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは受託候補者選定以外には使用 しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任を持って管理及び廃棄を行う。
- エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与えるおそれのあるものについては公開しないものとする。
- オ 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 業務提案書の様式及び内容

ア様式

- ① 任意の様式とする。{(a) 業務提案書表紙、(f) 見積書を除く。}
- ② A4判の用紙を縦置きにして、横書きを基本とし、1冊に左綴りで作成すること。(図面等によりA3判の使用も可能とするが、そのときは折ってA4判に合わせること。)
- ③ フォントの制限はないが、見やすさに配慮すること。
- ④ ページ番号、目次、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。

イ 内容

仕様書の内容を踏まえた上で、次表(a)から(g)の書類を作成し、提出すること。なお、各提案項目は審査・評価の対象となるので、十分検討して記載すること。

	様式名(提案項目)	様式番号	作成サイズ等	
(a)	業務提案書表紙	様式7	A4 1枚	
(b)	会社内容・業務実績に関する事項	任意	任意	

(c)	業務遂行計画	任意	任意
(d)	提案内容	任意	任意
(e)	独自の工夫	任意	任意
(f)	見積書	様式8	A4 1枚
(g)	見積書内訳	任意	任意

9 業務提案書等の評価

(1) 評価項目及び配点

評価項目			配点	
	会社内容・業務実績 に関する事項	会社概要・財務状況・受託実績	1 0	
	業務遂行計画	業務体制及び業務執行計画		
		従事者の能力・資格・教育・研修	3 5	
		地域貢献に対する考え方		
提案評価		危機管理(天災時、繁忙期の人員確保等)		
(80点)		本市からの要望に対する対応・苦情対応		
(00)//()	提案内容	ボート・モーター整備内容・方法及び考え方	2 5	
		部品管理・部品供給基準及び考え方		
		設備・備品・水上施設・競走水面の保守管理方法		
		選手整備対処方法		
	独自の工夫	競技運営効率化に向けた工夫	1 0	
		その他独自の工夫		
価格評価(20点)		提案見積金額	2 0	
合 計				

(2) 得点化方法

- ア 参加表明者からの提案事項に関して、上記評価項目及び配点に示す評価事項ごとの視点から、6段階評価を行い、得点化する。
- イ 参加表明者から提示された提案見積金額を以下の算式に基づいて計算を行い、得点化する。

【得点= {(最も低い提案見積金額) / (当該事業者の提案見積金額)} × 2 0 点】 ※得点は、小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで算定

10 受託候補者の決定方法

(1) ボートレース鳴門ボート・モーター整備等業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、選定委員会の委員の評価点の合計(以下「総合得点」という。) が第1位の提案者を受託候補者とする。第2位の提案者については次点候補者とし、受託

候補者との協議において不調となった場合に繰り上げることとする。なお、総合得点については、評価点の合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除くこととする。ただし、最高点もしくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の評価点を除くこととする。

- (2) 提案者に対し、選定委員会において提出書類に関するプレゼンテーションの実施を求める場合がある。
- (3) 提案者に対し、提出書類に関する選定委員会からの質問に対し、必要に応じ、回答を 求める場合がある。この場合は、本市が指定する方法、日時までに回答すること。
- (4) 総合得点が同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。 ア 価格評価点の高い者を上位とする。
 - イ 価格評価点が同点の場合、提案項目のうち「業務遂行計画」「提案内容」において、委員の評価点の合計点が高い者を上位とする。
- (5) 本プロポーザルにおいては、提案者が1者であっても審査及び評価を行う。この場合 において、総合得点が6割以上であるときのみ、その提案者を受託候補権者とする。
- (6) 受託候補者を決定したときは、提案者全員に対して、審査結果を通知する。
- (7) 審査結果については、鳴門市公式ウェブサイトにて公表する。公表の内容は、業務 名、参加表明者数、受託候補者名、各参加表明者の評価結果及び選定委員会の委員数と する。

11 契約

- (1) 受託候補者は、仕様書と業務提案書に基づいて契約締結前に協議し、鳴門市公営企業 管理者企業局長と契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、改めて見積書(内訳書)を提出するものとする。
- (3) 契約保証金は、免除する。
- (4) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由又は 不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (5) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、受託者が業務提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、業務提案書に記載した事項の履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

12 留意事項

- (1) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 本プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなった者
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった者
 - ウ 見積限度額(1(4)アに掲げる額)を上回る金額での見積を行った者
 - エ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、提出部数、書類作成上の留意事 項等の条件に適合しない書類の提出があった者
 - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
 - カ 本公告に係る業務提案書を2つ以上提出した者
- (2) その他
 - ア本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
 - イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 問い合わせ先

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜48-1

鳴門市企業局ボートレース事業課 担当:森

電話:088-685-8111 FAX:088-685-0342

E-mail: br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp